

後付け安全装置の性能評価・公表規程

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

1. 事業の目的

高齢運転者による交通事故を防止するため、車両の技術の面では自動ブレーキ等の先進安全技術の普及促進・性能向上等が進められているところです。一方、即効性のある対策を行うためには、これらの新車対策に加えて既存車への対策が求められているところです。現在、後付け可能な安全装置が開発・販売されており、ペダル踏み間違いなど高齢運転者に特有の事故の防止や被害の軽減の効果が期待されていますが、その機能や性能は様々であり、一部にはユーザーが適切に使用しなければかえって危険を生じさせかねない構造・機能の製品も見受けられます。

このため、本事業では、高齢運転者の安全対策に資する後付け安全装置について客観的な性能評価を行い、期待される効果とともに、使用時の注意点等を取りまとめ、ユーザーへ提供することを目的としています。

2. 性能評価の対象とする後付けの安全装置

以下の全ての要件を満たす装置を事業の対象とします。

- (1) 次のいずれかの装置に該当するものであること
 - ① ペダル踏み間違い事故の防止に資する装置
 - ② 衝突や車線逸脱の防止に資する警報装置
- (2) 装置の取付け方法、使用方法等が取扱い説明書等により明確に規定されていること。
- (3) 作動原理が科学的根拠に基づくものであること。
- (4) 車両に取付けて走行した実績のある装置であること。
- (5) 申請に基づく評価に当たっては、装置の製作者又は販売者（以下「製作者等」という。）が次の点について説明できるものであること。
 - ① 装置の装着により車両の安全性が損なわれず人体に健康障害を生じないこと。
 - ② 装置を取り付けた車両が道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)に適合すること。

3. 評価の方法及び評価事項

- (1) (公財)日本自動車輸送技術協会(以下「JATA」という。)は、性能評価に関し、申請者から申請を受理した場合には、有識者等により構成された「性能評価委員会」を招集します。
- (2) 性能評価委員会は、申請者からの提出書類、製作者等に対するヒアリング等に基づき、シャシダイナモメータ、テストコース、公道等も活用した性能試験等を実施し、以下の観点について評価を行います。

- ① 装置の取付け・設定
- ② 装置の構造・機能
- ③ 装置の操作性
- ④ 保安基準適合性への影響（※1）
- ⑤ 期待される効果及び想定される使用上の注意点
- ⑥ 装置の整備・耐久性等

（※1） 最終的な保安基準への影響は、車両に取り付けた状態の実車において判断されることから当該評価をもって保安基準適合性を確約・証明するものではありません。

- (3) 性能評価委員会は、(2)による評価のほか、さらに必要があると認める場合には、他の機関に試験を委託し、又は製作者等の同意を前提に製作者等に対して追加のデータ提出を求めることができます。

4. 評価結果の公表

- (1) J A T Aは、性能評価委員会による評価が行われた後付け装置について、次に掲げる内容を含む評価結果書を作成し、申請者に通知するとともに、J A T Aのホームページにて公表するものとします。ただし、評価結果書について、申請者から非公表に係る申立があった場合には、これを公表しないものとします。

- ① 装置の名称
- ② 製作者等の氏名又は名称、住所、連絡先
- ③ 評価を行った装置の型式
- ④ 装置を取付けることができる自動車の型式等
- ⑤ 4. (2)の①から⑥までに掲げる事項
- ⑥ その他必要事項

- (2) 上記の公表は、J A T Aのホームページにおいて行います。

5. 料金

申請に基づく性能評価・公表の実施に係る費用については、前払い金扱いとなります。

6. 実施要領

上記のほか、申請に基づく性能評価・公表の実施に係る詳細については、性能評価・公表実施要領に定めます。

【問い合わせ先】

申請・ご相談の際には、事前にご連絡ください。
公益財団法人 日本自動車輸送技術協会 調査部
・電話：03-6836-1202 受付時間：9:00～17:30
・eメール：chousa@ataj.or.jp

性能評価・公表実施要領

1 申請・受理等

1. 1 告知

公益財団法人日本自動車輸送技術協会（以下「JATA」）は、ホームページ等を通じて当該事業の概要の告知を行うものとする。

1. 2 申請

JATAは、申請者に対して、評価公表申請書（以下「申請書」という。「別記様式1」）及び申請に係る装置等を直接提出させ、次に掲げる内容を確認する。

- (1) 評価公表の対象とする装置であること。
- (2) 申請書に必要事項が記載されていること。
- (3) 添付書類が揃っていること。
- (4) 申請する対象品目の現品（数量1）が提出されていること。

なお、申請は1件につき1品種とする。

1. 3 受理

JATAは、申請内容の確認が終了したときは、申請者に対し「別記様式2」により受理又は不受理の旨を通知するものとする。

2 評価の実施・結果の公表

2. 1 手続の開始

JATAは、「別記様式2」により受付受理としたときは、「性能評価委員会」の開催手続きを行うものとする。

2. 2 性能評価委員会

JATAは、性能評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、受理された装置の評価を行う。

委員会の構成、運営等は「性能評価委員会細則」により別に定める。

2. 3 評価結果の通知

JATAは、「別記様式3」により評価結果を申請者に通知する。

2. 4 ホームページ公表

JATAは、「別記様式3」により評価結果をホームページにより公表するものとする。ただし、申請者から「別記様式3」の別添による申立書の提出があった場合には、これを公表しないものとする。

年 月 日

評価公表申請書

公益財団法人日本自動車輸送技術協会 殿

住 所 _____
 会社名 _____ 印
 代表者名 _____ 印
 所 属 _____
 申請者 氏名 _____
 連絡先：電 話 _____
 F A X _____
 E - mail _____

評価公表を受けたいので、「後付け安全装置の性能評価・公表規程」について同意の上、下記のとおり申請いたします。

申請に係る 装置の名称			
型 式			
製品の 概 要	【記載しきれない場合は、別添を付けること。】		
添付書類	1. 事業概要 2. 製品情報・仕様書 3. 作動原理説明書 4. 外観図又は構造図 5. 詳細図 6. 取付け・取扱説明書（使用上の注意を含む） 7. 品質保証書 8. 取付け可能な自動車の範囲 9. 社内品質管理要領及び社内品質管理基準 10. 点検整備要領 11. その他評価に必要な資料		
現 品※	現品の提出 有 / 無		
承 認	※	受 付	※
		受 付 番 号	※

- 注 1. 添付書類欄は、同時に添付するものについて該当番号を○で囲むこと。
 2. ※欄はJATAで記入する。

年 月 日

申請受理通知書

_____ 殿

東京都新宿区四谷3丁目2番5
全日本トラック総合会館8階
公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 下平 隆 印

申請のあった書類及び装置等を確認した結果、下記のとおり通知いたします。

記

装置の名称 :

型 式 :

受付番号 :

受理の別 : 受理 / 不受理

年 月 日

性能評価公表結果通知書

_____ 殿

東京都新宿区四谷3丁目2番5
全日本トラック総合会館8階
公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 下平 隆 印

申請のあった装置について、性能評価委員会において評価した結果を下記のとおり通知します。なお、評価結果を当協会のホームページにおいて公表することを希望しない場合は、別添の申立書に所定事項を記載の上、年 月 日までに当協会あて送付をお願いいたします。

記

装置の名称 :

型 式 :

受付番号 :

特記事項 :

評価結果 : 別紙のとおり

性能評価結果

1. 装置の取付け・設定

①取付けの難易度^{※1}

- ・使用者による取付けの可否及び有資格者等による作業の必要性
- ・取付けの工程及び所要時間

②設定及び調整の難易度^{※1}

- ・使用者による設定及び調整の可否並びに有資格者等による作業の必要性
- ・設定及び調整の工程及び所要時間
- ・設定及び調整を誤った場合の影響

2. 装置の構造・機能

- ・装置の構造
- ・取扱説明書等に記載されている機能
- ・その機能が適切に発揮されているかどうか^{※2}

3 装置の操作性^{※3}

- ・装置の操作における難易度（装置のメカニズムに対する理解及び装置操作習得の容易性）

4. 道路運送車両の保安基準適合性への影響

5. 期待される効果及び想定される使用上の注意点

- ・上記1から3を踏まえた期待される効果及び想定される使用上の注意点（使用にあたり装置の機能が適切に発揮されるために必要な注意点、安全上必要となる注意点）

6. 装置の整備・耐久性等

①点検・整備等

- ・装置の機能を維持するために必要となる定期的な点検整備等の内容及びその難易度^{※4}

②耐久性・製品保証

- ・装置の製造者が掲げる製品保証の内容
- ・装置の装着に伴う自動車メーカーの製品保証への影響
- ・構造部材等の劣化及び故障等のリスク^{※5}

※1 取付け、点検等の難易度評価のレベル

【難】 : 自動車整備有資格者等による技術

【やや難】 : 定期点検整備を実施するなど専門的な知識・技術

【易】 : 取扱い説明書等に基づき簡単に作業できる

※2 シャンダイナモメータ、テストコースや公道等を活用

※3 操作における難易度評価のレベル

【難】 : 装置のメカニズムを理解する必要があり操作習得が難しい

【やや難】 : 装置のメカニズムをある程度理解すれば操作を習得しやすい

【易】 : 装置のメカニズムを理解しなくても簡単に操作できる

※4 装置の製造者が掲げる点検・整備項目に基づき評価

※5 装置の材料、構造及び使用形態等から一般的に考えられることについて記載

別添

年 月 日

評価結果の非公表に係る申立書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会
会長 下平 隆 殿

住 所 _____
会社名 _____ 印
代表者名 _____ 印

下記の装置について、評価結果を貴協会のホームページにおいて公表しないよう申し立ていたします。

記

申請品の名称 :

型 式 :

非公表の理由 :

年 月 日

評価公表結果報告書

公益財団法人 日本自動車輸送技術協会

会長 下平 隆 殿

性能評価委員会
委員長 ○○ ○○ 印

申請のあった下記の装置について、「後付け安全装置の性能評価・公表規程」に基づき設置された性能評価委員会において評価した結果、下記のとおり報告します。

記

申請品の名称 :

型 式 :

受付番号 :

特記事項 :

評価結果 : 別紙のとおり

性能評価結果

1. 装置の取付け・設定

①取付けの難易度^{※1}

- ・使用者による取付けの可否及び有資格者等による作業の必要性
- ・取付けの工程及び所要時間

②設定及び調整の難易度^{※1}

- ・使用者による設定及び調整の可否並びに有資格者等による作業の必要性
- ・設定及び調整の工程及び所要時間
- ・設定及び調整を誤った場合の影響

2. 装置の構造・機能

- ・装置の構造
- ・取扱説明書等に記載されている機能
- ・その機能が適切に発揮されているかどうか^{※2}

3. 装置の操作性^{※3}

- ・装置の操作における難易度（装置のメカニズムに対する理解及び装置操作習得の容易性）

4. 道路運送車両の保安基準適合性への影響

5. 期待される効果及び想定される使用上の注意点

- ・上記1から3を踏まえた期待される効果及び想定される使用上の注意点（使用にあたり装置の機能が適切に発揮されるために必要な注意点、安全上必要となる注意点）

6. 装置の整備・耐久性等

①点検・整備等

- ・装置の機能を維持するために必要となる定期的な点検整備等の内容及びその難易度^{※4}

②耐久性・製品保証

- ・装置の製造者が掲げる製品保証の内容
- ・装置の装着に伴う自動車メーカーの製品保証への影響
- ・構造部材等の劣化及び故障等のリスク^{※5}

※1 取付け、点検等の難易度評価のレベル

【難】：自動車整備有資格者等による技術

【やや難】：定期点検整備を実施するなど専門的な知識・技術

【易】：取扱い説明書等に基づき簡単に作業できる

※2 シャンダイナモメータ、テストコースや公道等を活用

※3 操作における難易度評価のレベル

【難】：装置のメカニズムを理解する必要があり操作習得が難しい

【やや難】：装置のメカニズムをある程度理解すれば操作を習得しやすい

【易】：装置のメカニズムを理解しなくても簡単に操作できる

※4 装置の製造者が掲げる点検・整備項目に基づき評価

※5 装置の材料、構造及び使用形態等から一般的に考えられることについて記載